

# 議会基本条例の検証（10項目の検討）

No.	条文	評価項目	評価項目ごとの取り組み例 【実現可能性が高いもの】
1	<b>第2条第1項第2号</b> 市民の多様な意見を把握し、独自の政策立案及び政策提言に取り組むこと。	市民意見の反映と政策立案	<p>◆多様な意見の把握の取り組み例</p> <p>【1】市政世論調査を利用し、議会への関心度などのアンケート調査を行う。</p> <p>【2】議会独自に、市民モニター制度を導入する</p> <p>【3】広聴広報委員会の設置(任意でも可) →市議会だより、ホームページ、市民アンケート(市政世論調査結果の検証)、市民モニター、議会報告会など、多様な意見を議会として把握し、情報を発信する役割を担当する。</p> <p>【4】大学との連携協定を結び、研修の開催、意見交換などを行う</p> <p>◆調査研究・政策立案の取り組み例</p> <p>【5】4特別委員会の位置づけ 及び 常任委員会における「所管事務調査」などの手法の検討 →会派代表者会での協議</p> <p>【6】本会議、委員会で議員が政策提言した事項がどの程度実現しているのかを検証し、HP公開する。(手順について事務局で要検討)</p> <p>【7】市民に見える形での、議会の政策立案の手法の一つとして、市長提出の原案の議決に際し、議会の意見表明として「付帯決議」を提出するような議会運営について検討する。</p>
2	<b>第3条第1項第2号</b> 法令を遵守し、自らの資質の向上に努め、政策立案及び評価能力向上のため調査研究活動を行うこと。		
3	<b>第4条第1項1号</b> 議会の活動を市民へ報告し、意見を交換する機会を設けること。		
4	<b>第4条第1項第3号</b> パブリックコメント、アンケート調査等を実施すること。		
5	<b>第13条第1項</b> 政務活動費は、議員の調査研究の充実を図り、議会の審議、政策立案等の機能を強化するために活用することができる。		
6	<b>第14条第1項</b> 議会は、議員の調査研究及び政策立案能力の向上を図るため、議会事務局の調査等の機能の充実強化を図るよう努めるものとする。		
7	<b>第5条第1項第2号</b> 議会が保有する文書等を原則公開すること。	開かれた議会・透明性の確保	<p>◆議会活動のみえる化の取り組み例</p> <p>【8】委員会視察報告書をHPで公開する。</p> <p>【9】海外や会派など公務での視察報告書をHPで公開する。</p> <p>【10】閉会中の委員会活動(懇談会・研修会など)の経過をHPで公開 ※現在は、報告事項の件名だけを公開している。</p> <p>【11】会議(委員会)資料の公開</p>
8	<b>第6条第1項</b> 議会は、市長等が提案する基本的な政策等に対し、必要に応じてその形成過程の説明を求めることができる。		
9	<b>第2条第1項第5号</b> 地方分権の進展に的確に対応し、継続的に議会改革を推進すること。	継続的な議会改革とわかりやすい議会運営	<p>◆議会改革の推進の取り組み例</p> <p>【12】議会改革(特別)委員会の設置</p> <p>【3】(再掲)広聴広報委員会の設置</p>
10	<b>第20条第1項</b> 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを、市民や有識者等の意見を聴取した上で検証を行うものとする。		